

令和7・8年度栃木県地震被害想定調査等業務委託
公募型プロポーザル企画提案審査基準

1 審査項目等 (150点満点)

	審査項目	判断基準			
		審査基準	評価点 【5段階】	加重 比率	配点
1	本業務と同様の業務又は類似業務の調査実績	・平成26年度以降(過去11年間)に他都道府県において地震被害想定調査業務又は類似業務を2件以上受注実績があり、全て完了しているか。	5	—	5
2	全体計画及び実施体制	・委託業務の内容、全体の業務量を的確に把握した上での効率的な作業計画であるか。	5	—	10
		・本業務を遂行するに当たっての人員配置が十分かつ的確で、同種類の実績のある技術者を配置しているか。	5		
3	栃木県の地域特性を踏まえた地震被害想定調査の考え方	・近年国内で発生した地震災害で明らかになった課題や国の被害想定を十分に把握し、栃木県の地域特性に配慮した専門的で技術力の高い提案であるか。	5	—	10
		・提案内容を裏付ける類似の提示があるなど、提案内容に説得力があり、実現性が高いと認められる提案であるか。	5		
4	想定地震の選定	・調査対象として想定する地震モデルの選定理由等が明確に示されているか。	5	—	10
		・地震モデルの選定に当たり、国や他都道府県の地震被害想定の変向を踏まえているか。	5		
5	基礎データの収集・整理及びデータの活用	・各種基礎データの収集・整理手法が確実かつ効率的であり、企画提案内容に妥当性、実現性があるか。	5	—	5
6	震源モデル、地盤モデルの作成及び地震動、液状化、土砂災害予測計算手法 (自然災害調査に関すること)	・震源モデル及び地盤モデルの作成手法が明確に示されているか。	5	2倍	50
		・地震動予測計算について、最適な予測計算手法を用いているか。	5		
		・液状化予測計算について、最適な予測計算手法を用いているか。	5		
		・土砂災害予測計算について、最適な予測計算手法を用いているか。	5		
		・手法の選定に当たり、国や他都道府県の動向、地震防災に関する新たな知見や諸技術を踏まえているか。	5		
7	その他被害想定項目 (社会的災害調査に関すること)	・その他被害想定項目の選定理由と調査項目の内容等が明確に示されており、企画提案内容に妥当性があるか。	5	—	10
		・その他被害想定項目が国や他都道府県の動向、地震防災に関する新たな知見等を踏まえているか。	5		
8	地震防災対策	・本県の地震防災対策の効果検証の方法が明確に示されているか。	5	2倍	20
		・本県の地震防災対策の方向性をとりまとめた資料のイメージについて、本県が今後取組を進めて行く上で、有用性が高く、効果的と認められる提案が示されているか。	5		
9	普及啓発	・調査結果の普及啓発手法について、具体的かつ有効性の高いと認められる提案が示されているか。	5	3倍	15
10	所要経費	・業務内容に見合った適切な経費であるか。	5	—	5
11	プレゼンテーション	・プレゼンテーションの説明が簡潔で分かりやすく、担当技術者及び会社に業務の遂行意欲があるか。	5	—	10
		・質問に対する応答性が、明快かつ迅速で分かりやすいか内容であったか。	5		
合計			—	—	150

2 評価基準及び評価点
各審査項目は、以下の評価基準により5段階の評価を行うものとする。

評価基準	評価点
優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

- 3 契約候補者の選定方法
- (1) 企画提案書の審査は、5名の審査委員が、企画提案書及び審査会において実施されるプレゼンテーションに基づき、規定する審査項目及び配点により採点を行う。
- (2) 企画提案者の中で、最高点と評した委員が最も多い者を契約候補者とする。
- (3) (2)において、該当する企画提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- (4) (3)において、平均点が最も高い者が複数あった場合は、委員会で審議のうえ、契約候補者を決定する。
- (5) 各委員の評価点の平均点が90点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。